

○福島市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

平成28年8月3日規則第66号

福島市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に必要と認める図書)

第2条 省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「認定申請建築物」という。）が、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた場合 当該機関が発行するその旨を証する書類（以下「技術的審査適合証」という。）
- (2) 認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分に限る。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）により日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」という。）別表2の1に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し
- (3) 認定申請建築物（法の施行の際現に存する住宅部分を除く。）が、設計住宅性能評価書により表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していると認められた場合 その旨を証する設計住宅性能評価書の写し

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に不要と認める図書)

第3条 省令第20条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する技術的審査適合証を添えた場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを確認するために必要とした図書
- (2) 前条第2号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 品確法第5条第1

項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が表示基準別表2の1に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5に適合していることを確認するために必要とした図書

- (3) 前条第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添えた場合 登録住宅性能評価機関が表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級4に適合し、及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを確認するために必要とした図書

（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に必要とする図書）

第4条 省令第13条の規定による同条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請（建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）に限る。）に必要とする図書は、市長が別に定める軽微な変更に関する証明書の交付申請書の正本及び副本に省令第3条第1項に規定する図書を添えたもの並びに当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）とする。

（工事完了報告）

第5条 福島市長（以下「市長」という。）は、法第31条第1項に規定する認定建築主が法第32条に規定するエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等に関する工事を完了した場合は、同条の規定により、市長が別に定める工事完了報告書により当該工事の完了について報告を求めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第43号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第25号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。